

第 34 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 46 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和3年2月2日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発生日	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
路線名等			
発生場所			
事故の原因			
令和2年6月24日 主要地方道菊池赤水線 菊池市下河原字中原地内 支障木	個人 (車両所有者)	275,000円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。